



埼玉県報

第 2931 号
平成 29 年(2017 年)
9 月 1 日
金曜日

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公示（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 29 年度後期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 29 年度後期技能検定における受検手数料減額措置の実施（産業人材育成課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 保安林の皆伐面積の限度（森づくり課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道川越越生線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道東門前蓮田線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センターの生体情報モニタリングシステムの購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 8・9 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 10・11 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査第一課）

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（養育里親名簿及び養子縁組里親名簿等）」に改め、同条第一項中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親名簿」を加え、同条第三項中「を養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を、「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加え、「養育（専門）里親登録通知書を、養育里親」を「養育（専門・養子縁組）里親登録通知書を、養育里親又は養子縁組里親」に、「養育（専門）里親登録審査結果通知書」を「養育（専門・養子縁組）里親登録審査結果通知書」に改める。

第十七条の二の見出しを「（養育里親及び養子縁組里親登録事項変更等の届出）」に改め、同条第一項中「養育里親登録事項変更届」を「養育（養子縁組）里親登録事項変更届」に改める。

第十七条の三の見出し中「養育里親登録」の下に「及び養子縁組里親登録」を加え、同条第一項中「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を、「係る養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を加え、「養育里親登録取消通知書」を「養育（養子縁組）里親登録取消通知書」に改める。

第十七条の四の見出し中「養育里親登録」の下に「及び養子縁組里親登録」を加え、同条第一項中「第三十六条の四十六第一項」の下に「又は第三項」を加え、「養育里親登録更新申請書」を「養育（養子縁組）里親登録更新申請書」に改め、同条第二項中「第三十六条の四十六第一項」の下に「又は第三項」を、「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加え、「養育里親登録更新通知書」を「養育（養子縁組）里親登録更新通知書」に、「養育里親登録更新審査結果通知書」を「養育（養子縁組）里親登録更新審査結果通知書」に改める。

第十七条の五中「養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を加える。

第十七条の六の見出しを「（親族里親の認定等）」に改め、同条中「第一条の三十三第二項第一号に掲げる者（以下「養子縁組里親」という。）又は同項第二号に掲げる」を「第一条の三十九に規定する」に改める。

養育課 三十七号の二号

「専門里親研修 修了年月日	専門里親研修 修了年月日
------------------	-----------------

「専門里親研修 修了年月日	専門里親研修 修了年月日
養子縁組 里親研修 修了年月日	養子縁組 里親研修 修了年月日

とさせていただきます。

養育課 三十七号の三号 「養育（専門）里親登録申請書」や「養育（専門・養子縁

組）里親登録申請書」に添付「第2項」の次に「第3項」を記入

「研修修了（
養育里親又

見込）年月日	（養育・専門）里親研修 （修了・修了見込）	年	月	日
--------	--------------------------	---	---	---

「研修修
（養育里
親の希望

了（見込）年月日	（養育・専門・養子縁組）里親研修 （修了・修了見込）	年	月	日
----------	-------------------------------	---	---	---

に「養

育（専門）里親研修」や「養育（専門・養子縁組）里親研修」に「書類（養育里親又は専門里親）や「書類（養育里親、専門里親又は養子縁組里親）に添付「従って」や「従って」に添付。

養育課 三十七号の四号 「養育（専門）里親登録通知書」や「養育（専門・養子縁組）里親登録通知書」に「養育（専門）里親登録申請」や「養育（専門・養子縁組）里親登録申請」に添付「養育里親名簿」の次に「（養子縁組里親名簿）」を記入「第36条の42第2項」や「第36条の42第3項」に添付。

養育課 三十七号の五号 「養育（専門）里親登録審査結果通知書」や「養育（専門・養子縁組）里親登録審査結果通知書」に「養育（専門）里親登録申請」や「養育（専門・養子縁組）里親登録申請」に「第36条の42第2項」や「第36条の42第3項」に添付。

養育課 三十七号の六号 「養育里親登録事項変更届」や「養育（養子縁組）里親登録事項変更届」に添付。

養育課 三十七号の七号 「養育里親登録消除通知書」や「養育（養子縁組）里親登

録消除通知書」のほか、「養育里親名簿」の次に「(養子縁組里親名簿)」や「里親」。

養育法第三十九号の十一中「養育里親登録更新申請書」や「養育(養子縁組)里親登録更新申請書」のほか、「第36条の46第1項」の次に「(第3項)」や「里親登録更新申請書」や「養育(養子縁組)里親登録の」のほか。

養育法第三十九号の十二中「養育里親登録更新通知書」や「養育(養子縁組)里親登録更新通知書」は、「養育里親登録更新の」や「養育(養子縁組)里親登録更新の」のほか。

養育法第三十九号の十三中「養育里親登録更新審査結果通知書」や「養育(養子縁組)里親登録更新審査結果通知書」は、「養育里親登録更新の」や「養育(養子縁組)里親登録更新の」のほか。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月1日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第10号を次のように改める。

- (10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動車運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人育てネット

二 代表者の氏名

武田 祐司

三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市くすのき台三丁目五番五号

四 当該認定の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ春日部店

埼玉県春日部市谷原三丁目八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 代表理事 佐藤利昭

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 専務理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月八日外

ニ 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成三十年一月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月一日から平成三十年一月一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）春日部小渕計画

埼玉県春日部市小渕字山下千二十二―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 埼玉県生活環境保全条例に基づき、駐車場の利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知してください。（看板の設置 二十台あたり一枚程度等）
- (2) 春日部市景観条例、屋外広告物条例に該当する場合は、届出願います。
- (3) 事前に小渕小学校へ事業者から説明願います。小渕小学校の主要通学路であり、特に下記の場所はスクールゾーンの規制があります。
規制時間（土日休日除く）は、小渕小入口から大和梱包運輸交差点までは、七時から八時、N六十三交差点から佐藤自動車整備までは、七時三十分から八時三十分となります。

二 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカ堂川越店

埼玉県川越市新富町一丁目二十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年十月三十一日

告示

埼玉県告示第九百七十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十九年後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上田清司

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シークェンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

ニ 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）、製麺（機械生麺製造作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成二十九年十二月四日（月）から平成三十年二月十八日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成二十九年十一月二十七日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、内 燃機関組立て、婦人子供服製造、 配管、型枠施工、ガラス施工及び 金属材料試験</p> <p>二 三級 配管及び型枠施工</p>	<p>平成三十年一月二十一日（日）</p>

<p>一 特級</p> <p>鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プリント製図</p> <p>三 三級</p> <p>造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プリント製図</p> <p>四 単一等級</p> <p>製麺</p>	<p>平成三十年一月二十八日（日）</p>
<p>一 二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>平成三十年一月三十一日（水）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工及びコンクリート圧送施工</p> <p>二 三級</p>	<p>平成三十年二月四日（日）</p>

機械加工、機械検査、電子機器 組立て、建築大工及び鉄筋施工 三 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注 入施工	
---	--

二 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇・〇〇七四）

ハ 受付期間

平成二十九年十月二日（月）から同年十月十三日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記
し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱
書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又
は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の
納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けな
かった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

(1) 特級 一七、九〇〇円

(2) 一級、二級、三級及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
工場板金	一七、九〇〇円
金属ばね製造	一七、九〇〇円
機械検査	一七、九〇〇円（二一、九〇〇円）
電気機器組立て	一七、九〇〇円
半導体製品製造	一七、九〇〇円
プリント配線板製造	一七、九〇〇円
自動販売機調整	一七、九〇〇円
鉄道車両製造・整備	一七、九〇〇円
時計修理	一七、九〇〇円（二一、九〇〇円）
内燃機関組立て	一七、九〇〇円
空気圧装置組立て	一七、九〇〇円
油圧装置調整	一七、九〇〇円
農業機械整備	一七、九〇〇円
冷凍空気調和機器施工	一七、九〇〇円（二一、九〇〇円）
婦人子供服製造	一七、九〇〇円
石材施工	一七、九〇〇円
パン製造	一七、九〇〇円
菓子製造	一七、九〇〇円

建築大工	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
かわらぶき	一七、九〇〇円
配管	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
型枠施工	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
鉄筋施工	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
コンクリート圧送施工	一七、九〇〇円
防水施工	一七、九〇〇円
ガラス施工	一七、九〇〇円
機械・プラント製図	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
金属材料試験	一七、九〇〇円
舞台機構調整	一七、九〇〇円
造園	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
機械加工	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
電子機器組立て	一七、九〇〇円（一一、九〇〇円）
製麺	一七、九〇〇円
電子回路接続	一七、九〇〇円
樹脂接着剤注入施工	一七、九〇〇円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉
 県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金
 額の欄の知事が別に定める者について）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成三十年三月十六日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第九百七十三号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条の規定により、平成二十九年埼玉県告示第九百七十二号（平成二十九年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十一号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の技能検定試験を受検すること。
- 二 平成二十九年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告示

埼玉県告示第九百七十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
株式会社ときおふあーむ	埼玉県行田市大字 下中条四百番地一	埼玉県行田市大字 斉條字江中子千百五十七番ほか十筆	六、五二五
株式会社はなや	埼玉県行田市大字 齋条三百二番地一	埼玉県行田市大字 斉條字新田百七十五番一ほか四十四筆	五一、三三七
河野 茂夫	埼玉県行田市大字 真名板千二百七十六番地	埼玉県行田市大字 真名板字中宮千三百二十七番一ほか五筆	三、四五五
小林 秀康	埼玉県行田市大字 齋条三百二番地一	埼玉県行田市大字 和田字南屋敷三百六十八番一ほか四筆	三、〇四九
中村 賢一	埼玉県行田市大字 酒巻千八百九十番地二	埼玉県行田市大字 酒巻字大ノ田三百五十八番ほか四筆	六、〇八〇
農事組合法人見沼八王子	埼玉県行田市大字 荒木五千百番地一	埼玉県行田市大字 荒木字六本木百七十番ほか百三十二筆	一一八、四〇六

若山 照次	山崎 進也	宮野 洋子	松永 訓一	新妻 美代子	都築 克己	臺 祀夫	篠原 守一	小川 佳夫	有限会社ジャパ ンアグリフーズ	三ツ木 宏之
埼玉県加須市戸室 千六十六番地	埼玉県加須市駒場 四十八番地	埼玉県加須市下種 足六十二番地	埼玉県加須市戸室 二百二十番地	埼玉県加須市中ノ 目二百十四番地六	埼玉県加須市下種 足四百八十三番地 二	埼玉県加須市下種 足三十六番地	埼玉県加須市戸室 二百五十番地	埼玉県加須市中種 足三百七十九番地 二	埼玉県行田市大字 馬見塚七百七十五 番地	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地
埼玉県加須市戸室 字五番四百九十八 番二	埼玉県加須市栄字 西田千二百二十一番 一ほか三筆	埼玉県加須市下種 足字中島百三十七 番	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十三 番一	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十四 番	埼玉県加須市下種 足字中島百八十四 番一ほか三筆	埼玉県加須市下種 足九百七十二番	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十五 番一	埼玉県加須市中種 足字三番三百三十 二番ほか二筆	埼玉県行田市大字 馬見塚字一本木百 九十一番ほか一筆	埼玉県行田市大字 野字南四千七十八 番
三八一	四、 六九五	八九九	五三四	二三三	六、 一二六	八六七	二〇五	二、 八一二	二、 四七五	三、 七五五

特定非営利活動 法人大地の郷	鈴木 義正	杉崎 行央	小池 貴史	駒崎 孝	小早川 久夫	小島 一仁	神田 秀昭	石渡 茂	赤沼 和典	有限会社ワール ドファーム
埼玉県比企郡吉見 町大字久保田四百 四十五番地三	埼玉県比企郡吉見 町大字江綱千四百 三十三番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見五百 二十七番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千五 百二十八番地	埼玉県春日部市銚 子口六百三十九番 地	埼玉県越谷市大字 平方千八十九番地	埼玉県春日部市増 田新田二百七十三 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百二十七 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百六十番 地	埼玉県さいたま市 岩槻区大字野孫二 百五十七番地	茨城県つくば市谷 田部三千三百九十 五番地一
埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字二 ノ耕地二百八十二 番	埼玉県比企郡吉見 町大字前河内字柳 原八百四十四番一 ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見七十 六番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百九 十三番	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千七 十八番ほか三筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千二 百六十六番一ほか 一筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込九百六 十五番一ほか二筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千二 百八十三番一ほか 二筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千三 百一十一番一	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込千三十 番ほか一筆	埼玉県深谷市畠山 字水押二千二百三 十五番一ほか十一 筆
二、二五一	一、九一〇	二、五四一	四、一八八	二、六七八	一、一四九	二、八六二	一、九〇九	九五五	一、八五九	五、七九三

農事組合法人吉見東部

埼玉県比企郡吉見町大字久保田新田百十二番地

埼玉県比企郡吉見町大字和田字定光坊通四十番一ほか二百二十二筆

一三六、五六四

二 認可年月日

平成二十九年八月二十三日

告示

埼玉県告示第九百七十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
原田 実記輔	埼玉県上尾市大字瓦葺二千八百十四番地二十六	埼玉県さいたま市北区見沼二丁目一番	一、四七六
江田 宏	埼玉県加須市伊賀袋四番地	埼玉県加須市栄字北高野三千七百二十四番ほか五筆	九、九九七
大谷 寿男	埼玉県加須市栄二千百十二番地	埼玉県加須市栄字高野千六百二十三番ほか一筆	二、一五九
小倉 和夫	埼玉県加須市栄二千四百二十番地	埼玉県加須市栄字宮西二千三百八十一番二ほか七筆	一〇、八六七
臺 祀夫	埼玉県加須市下種足三十六番地	埼玉県加須市上種足五千七百八十四番	三
松岡 涉	埼玉県白岡市白岡東三十番地一カンプォートK A 百二	埼玉県加須市日出安字内柵見百二十四番一ほか四筆	四、九八二

株式会社 uVi Le F	東京都千代田区飯 田橋三丁目六番八 号	埼玉県東松山市大 字上唐子字大田四 十一番一ほか七筆	七、 七五六
アグリグリーン 株式会社	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一	埼玉県久喜市菖蒲 町小林字上前谷千 六百十一番一ほか 三十八筆	七六、 九九一
株式会社CTI フロンティア	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字丸谷 千七百十一番一ほ か三筆	三、 一〇九
農業生産法人株 式会社彩野グリ ーンファーム	埼玉県蓮田市大字 笹山五百八十六番 地一	埼玉県蓮田市大字 黒浜字谷原百二十 番ほか七筆	七、 四二七
イオンアグリ創 造株式会社	千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	埼玉県日高市大字 田波目字道下二番 ほか百二十四筆	一〇八、 一一三

二 申請年月日

平成二十九年八月二十一日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年九月十五日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、平成二十九年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 地 区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	141.14
		土砂流出防備保安林	101.11
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 地 区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.48
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、鳩 山町	防風保安林	0.50
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	49.24
		土砂流出防備保安林	23.78
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.16
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	58.81
		土砂流出防備保安林	227.44
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贄川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,994.62
		土砂流出防備保安林	85.18
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,186.62

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

毛呂山町大字川角、下川原

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、毛呂山町役場、越生町役場、鳩山町役場及び毛

呂山・越生・鳩山公共下水道組合

四 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年九月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・四・八号南古谷駅前通り線及び三・三・四十三号小仙波上江橋線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・八号南古谷駅前通り線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

川越市大字並木字北田、字中田の各一部、並木新町の一部

（三・三・四十三号小仙波上江橋線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

川越市大字古谷上字折本の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、川越市都市計画部
都市整備課

四 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年九月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月11日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月11日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年10月11日（水）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年9月29日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年9月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of suspected person photograph reference system
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m. October 11,2017 By mail;5:00 p.m. October 10,2017 In person;10:20 a.m. October 11,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川 越 越 生 線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川 越 市 的 場 北 一 丁 目 三 番 八 地 先</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平 成 二 十 九 年 九 月 一 日</p>
<p>備 考</p>	<p>道路改良事業による。 平成二十六年三月十四日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路区域の一部供用 開始である。 延長一五・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東門前蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字馬込字十二番二六三四番 一地先から蓮田市大字馬込字十二番 二一四九番一地先まで		区 間
一一・〇六 一一・八五	一一・九五 一一・四五	敷地の幅員 (メートル)
一一三二・二六		延長 (メートル)
交差点整備工事である		備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年九月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大 谷 茂

指定番号	第秩一 号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十九年八 月二十八日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字下富沢千八 百十六番十一、千八百十七番六
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	七十七・四一メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇メートル

告 示

埼玉県病院事業告示第十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入案件名及び数量
生体情報モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局用度担当
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店 さいたま支店
埼玉県さいたま市見沼区東大宮6丁目3番地の3
- 5 落札金額
129,168,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年5月30日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 107,500リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 7 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
53.892 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 29 年 6 月 30 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年九月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成29年度10・11月分）

JIS 1号 97,300リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日から平成29年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 124,200リットル

平成29年10月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成29年2月3日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松丸・石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年9月26日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月25日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年9月26日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金

の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成29年9月13日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高

砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10)その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 97,300ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. September 26, 2017 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. September 25, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月一日

埼玉県監査委員 山本光紀
埼玉県監査委員 佐野勝正
埼玉県監査委員 岩崎宏
埼玉県監査委員 石井平夫

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小暮 英夫	埼玉県さいたま市中央区上峰二丁目十三番四号	平成二十九年九月一日～ 平成三十年三月三十一日
古川 正紀	埼玉県さいたま市南区根岸一丁目一番十号	平成二十九年九月一日～ 平成三十年三月三十一日